

随意契約理由書

件名	中学校給食 牛乳仕分け業務(西区以外)
契約の相手方	神戸牛乳事業協同組合
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>本業務は、中学給食および中学校ミルク給食を実施する市立中学校および義務教育学校(後期課程)の82校の学校給食の飲用牛乳について、毎朝牛乳保冷庫内にその日の予約数に応じて納品されるものを、クラス毎のカゴに毎日の予約本数に基づき、仕分けを行う業務である。</p> <p>西区以外の学校給食における飲用牛乳の供給および配送は、兵庫県による入札により、神戸牛乳事業協同組合が実施することに決定しているが、調達内容では、学校毎の発注数を納品することとなっている。給食の運用上、納品後生徒が引き取りをするまでにクラス毎に牛乳本数を分ける必要があり、中学校以外では給食の調理士等が当該業務を行っているが、中学校には、当該業務を行える調理士等が配属されていないため、別途当該業務の発注が必要である。</p> <p>本業務で取り扱う学校給食用の飲用牛乳の取り扱いについては、「令和2年度 兵庫県学校給食用牛乳の納品等に係る統一仕様」内の「Ⅱ 衛生管理」において、学校等は、納品後の牛乳について、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に定める品温(摂氏10℃以下)の維持、安全な保管場所の確保等に努め、適正に管理すること」が定められている。本業務を履行するために保冷庫を開放して作業に取り掛かる必要があり、作業時間が長引く場合に、品温が変動するリスクが生じる。</p> <p>供給事業者である神戸牛乳事業協同組合は、上記仕様で配送時を含めた飲用牛乳の衛生管理を行うこととされている。本事業者と契約することで、製造から給食の配膳まで一貫とした衛生管理が可能となるだけでなく、本業務が納入時に仕分けをすることができることによって、より確実な衛生・品温管理が可能となることから、随意契約を行うものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校支援部健康教育課 (電話番号 984-0700)